

移動支援利用者負担上限月額管理表 (以下「管理表」)の記載方法(原則)

① その月に初めて移動支援サービスを提供する事業所は移動支援受給者証に基づき、利用者の情報を記載する。

② 「利用日」欄、事業所名「欄」(定額による負担額)欄及び「利用者負担額累計」欄をサービス提供順に記入し、押印あわせて行う。
 ※「定率による負担額」欄(その月の上限額に到達するサービスの場合は「利用者負担確定額」欄)とサービス提供実績記録票の「利用者負担額」欄には同じ金額を記入することとなります。

③ 「利用者負担額累計」欄の額が、利用者負担上限月額に到達するサービスを行った事業所は、負担上限月額とその前回のサービス利用分までの累計との差額を「利用者負担確定額」欄に記載する。
 ※「利用者負担確定額」欄を記入した事業所は、管理表のコピーをとり、移動支援費の請求の際に大阪市福祉局障がい支援課に提出してください。
 ※「利用者負担確定額」欄に記載した以降はその月の管理表の記載は必要ありません。

上記に示す大阪市における移動支援利用者負担上限額管理事務は、原則としての扱いです。
 事務の簡素化の観点から、事業所間で調整につき、かつ利用者の同意が得られれば1つの事業所が利用者負担額をまとめて徴収することも可能です。
 ただし、その場合であっても、管理表の記入は必要ですのでご注意ください。(移動支援事業には、上限額管理加算はありません。)

移動支援利用者負担上限月額管理表 (平成24年4月分)			
受給者番号	(1枚中/1枚目)		
900000000000	大阪 太郎		
利用者氏名	負担上限月額	3,000円/月	
日	事業所名	定率による負担額	利用者負担額累計
1	ヘルパーステーション中支島	188	188
1	近畿ヘルプセンター	188	376
2	ヘルパーステーション中支島	94	470
3	近畿ヘルプセンター	94	564
4	ヘルパーステーション中支島	282	846
5	ヘルパーステーション中支島	752	1,598
6	近畿ヘルプセンター	188	1,786
7	ヘルパーステーション中支島	1,504	3,000

6日までの累計額 1,786 円に7日のサービス提供時の 1,504 円を足すと、3,290 円となり、上限額を超えてしまう。このため、上限額 3,000 円 - 1,786 円 = 1,214 円を記入し、7日の利用者負担額とする。

この欄はサービス提供時間に対応する利用者負担額(サービスコード参照)を記入する。

「利用者負担確定額」欄を記入したヘルパーステーション中之島は、請求の際に管理表コピーを請求書類に添付する。

上記の大阪太郎さんに対する4月の利用者負担額は、
 ヘルパーステーション中之島 → 2,530 円
 内訳 188 (1日) + 94 (2日) + 282 (4日) + 752 (5日) + 1,214 (7日)
 近畿ヘルプセンター → 470 円
 内訳 188 (1日) + 94 (3日) + 188 円(6日) となる。